セミナー「産業廃棄物政策の将来展望」要旨

改正 廃棄物処理法の考え方



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長
廣木 雅史 HIROKI Masashi

廃棄物処理法の改正の必要性

平成9年に廃棄物処理法の大改正が行われ、法の施行から10年経過したときに、その施行状況をきちんと点検した上で、必要な措置をとりなさいということが、法の附則に書かれておりました。

そこで、平成20年に中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会に廃棄物処理制度専門委員会を設け、法の施行状況を点検しましょうと検討を始めました。

図1 廃棄物処理法の改正の必要性

Ⅰ.廃棄物の適正な処理を巡る課題
①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚。産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要。
②廃棄物処理施設（最終処分場等）による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要。
③優良な廃棄物処理業者の育成が必要。

Ⅱ.廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題
①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分。
②廃棄物の循環的利用の確保が必要。（国外廃棄物の輸入事例への対応）
③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない。

委員会では、廃棄物処理法のさまざまな問題や事情を留意した上で、議論を重ねていただき、平成22年1月に「廃棄物処理制度の主な見直しの方向性」が本委員会で報告され、それが意見具申として出されました。

今回の改正というのは、まさにこの見直しの方向性を一つ一つ丁寧に見ていった上で検討し、制度の改正が必要であれば法律を改正しましょうと、行った経緯があります。そこで、廃棄物処理法の改正の必要性を整理しました。（図1）

改正の考え方

廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策強化

(1) 産業廃棄物の自社保管に対する届出制

産業廃棄物を自分の事業場の外で自ら保管する場合はあらかじめ届け出なければならないとしています。例えば、自分で解体したものを自社の資材置き場に置き、つい処分しそびれて積み重なっていき、不適正保管の問題となることがあります。保管場所をあらかじめ行政が把握し、不適正化する前に事業者を指導でき、早期発見や未然防止に繋がる効果があります。

届出制の違反者には6月以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられます。

(2) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任については、元請業者が一義的に責任を持たなければならないと、その原則を確立しています。

排出事業者を明確にすることで事業者責任の徹底を図り、これによって建設系廃棄物の不法投棄等が減ることを期待しています。なお、若干の例外規定を設けています。

(3) マニフェスト制度の強化

マニフェストの交付者は、交付したマニフェスト、いわゆるA票の写しを一定の期間（5年間）、保存しなければならないとしています。また処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないと

セミナー講演要旨

昨年（平成22年）10月8日、とうこくホール（東京都中央区）において、毎年行っている日廃振センター主催のセミナーを開催しました。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の廣木雅史氏からは、同年5月に改正された廃棄物処理法について、改正の内容およびその趣旨についてをご講演いただきました。講演では、開催日前日（10月7日）に出された政省令に係るパブリックコメントの内容についても丁寧にご説明いただくことがきました。また、同年5月にWeb方式に移行した電子マニフェストシステムの活用について、日廃振センター理事・情報処理センター業務推進部長の竹内敏が講演いたしました。

多くの皆さまにご参加いただきありがとうございました。また、定員数の関係でご参加いただけなかった方々には深くお詫び申し上げます。
ここに講演要旨を取りまとめましたので掲載させていただきます。

し、違反者は、措置命令の対象になりますし、懲役または罰金が課せられます。

(4) 処理業者の委託者への通知制度

処理業者は、受託した処理を適正に行うことが困難となる、または困難となるおそれがある場合、その旨を委託者に対し通知しなければならないとしています。違反者は、懲役または罰金が課せられます。

また、通知を受けた者は、適正な措置を講じなければならないとし、排出事業者責任の徹底、適正処理の確保に繋がると考えられます。

(5) 排出事業者の産業廃棄物処理状況確認

産業廃棄物処理を他人に委託する場合は、きちんと産業廃棄物の処理の状況の確認を原則として行っていただくこととしています。今回は、義務化ではなく努力義務としています。

(6) 報告徴収・立入検査・措置命令の対象拡大

例えば、不法投棄があった場合、当然ながら関与した様々な者を調べますが、不適正処理された土地の所有者への報告徴収は、現在の規定ですとできません。このような不適正処理の事案について、状況を把握するために、報告徴収、立入検査、措置命令の対象を拡大しました。立入検査についても、「その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所」を追加しています。

これにより、不適正処理に対して、迅速・的確な対処を可能にしたいと考えています。

(7) 罰則強化

これまでお話ししましたとおり、様々な罰則強化がされましたが、不法投棄・不法焼却・無確認輸出、無許可営業、許可の不正取得といったものに関しては、法人重課[注1]の対象として、従来「1億円以下」の罰金刑を「3億円以下」にしています。

注1 法人重課：両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為よりも高くすること。

廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

(1) 廃棄物処理施設に関する定期検査制の創設

廃棄物処理施設の設置を受けた者は、一定期間ごとに廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合するかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないとしています。定期検査を拒否した者には30万円以下の罰金が課せられます。

また今回、維持管理計画と維持管理情報をインターネットによって公表しなければならないという規定をおきました。これまでは、こういった情報をオープンしていないが故に、立地している場所の地元住民の理解が得られないケースもあったかと思います。

この一定期間ですが、パブリックコメント欄には、5年3ヶ月としています。これによって、廃棄物処理施設の老朽化に伴う構造面の安全性、維持管理の確実性について定期的に行政がチェックします。

(2) 最終処分場の維持管理対策の強化

最終処分場の設置許可を取り消された者およびその承継人は、廃止基準に適合するようになるまで維持管理を行う義務を有するという規定を新たに設けました。

また、設置者であった者または承継人は、維持管理積立金を使えるようにする規定も設けました。

さらに、市町村長、都道府県知事が行政代執行として維持管理に係る支障の除去を行った場合、その最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を設置者等に代わって直接取り戻すことができるとし、あるいは、都道府県知事は、維持管理積立金の積立義務をしていなかった場合に、設置許可を取り消すことができるという措置を設けました。

これにより、最終処分場の長期的な維持管理を適正に確保するという措置を新たに強化しています。

廃棄物処理業の優良化の推進等

(1) 廃棄物処理業の優良化の推進

現在、環境省令では、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を設けていますが、そのメリットの中に、「許可更新時等の申請書類の一部省略」がありますが、これではメリットとして効果がないというご意見も多くあり、結果、制度としてあまり普及していないという側面がありました。

これを検討した結果、現在の許可更新期間は一律5年で

すが、今回の政令のパブリックコメントでは、一定要件を満たす産業廃棄物処理業者は更新期間を7年とする特例の創設を考えています。また、一定要件は、かなり厳しい規定を設けていますので、信頼できる優良な処理業者の育成に繋がると考えています。

(2) 許可の欠格要件に係る規定の合理化

現在、法人の役員等が欠格要件に該当した場合、許可を取り消さなければならないと、義務化しています。

今回の改正では、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合は、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可取消に繋がらないとしています。(図2)

排出抑制の徹底

(1) 多量排出事業者処理計画の担保規定

多量排出事業者処理計画の提出および実施状況の報告が義務づけられていますが、これまでは罰則はありませんでした。今回、これらを怠った場合、20万円以下の過料に処することとしています。

提出義務を確保すると共に、排出状況、原料等処理の状況を透明化し、客観的に評価されるようにしたいと考えています。

適正な循環的利用の確保

(1) 廃棄物の輸入の拡大

現在、廃棄物を輸入できる者を「産業廃棄物処分業者又は許可施設を設置している自社処理事業者」に限定していますが、「国外廃棄物を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者」を追加しています。

例えば、国内企業の海外工場で作られた製品に伴う廃棄物について、途上国では適正に処理できないが、事業者が自己の責任で国内に持ってきて、廃棄物処分業者に委託すれば、適正に処理や資源回収ができるケースもありますので、廃棄物を輸入できる者を拡大しています。

これにより、アジア全体の環境負荷の低減、CSRの実現、商社等が仲介した再資源化を目的とした循環ビジネスの実用化等の効果を考えています。

(2) 環境大臣による各種認定制度の監督強化

再生利用認定制度、広域処理認定制度、無害化処理認定制度など、さまざまな環境大臣による認定制度がありますが、基本的には、都道府県知事により報告徴収、立入検査が行われます。

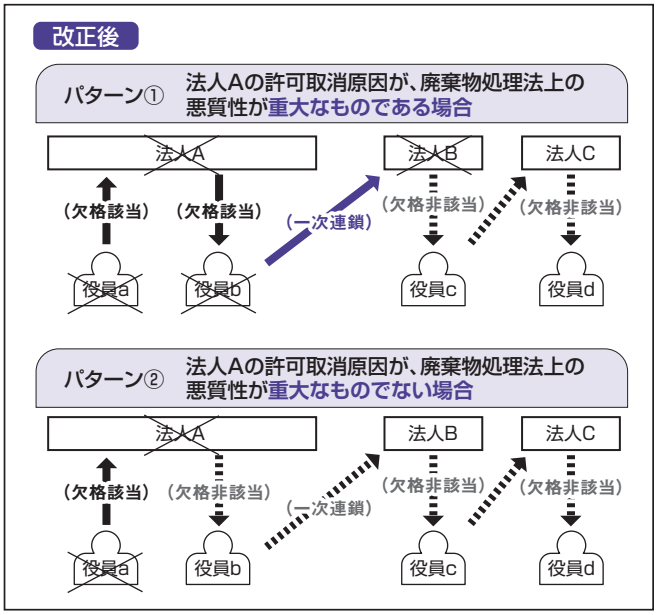
今回、認定した観点から環境大臣も報告徴収や立入検査を行えるよう改正しています。

焼却時の熱利用の促進

(1) 熱回収施設設置者の認定制度の創設

熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能をもつ廃棄物処理施設について、認定制度を設けます。一定の基準に適合しているものは都道府県知事の認定を受けることができる、としました。一定の基準について公的に担保されるメリットがあり、地球温暖化対策などに意識の高い排出事業者が認定業者に処理を委託するなどの効果が考えられます。

図2 許可の欠格要件に係る規定の合理化



(資料抜粋作成)



セミナー会場の様子

新電子マニフェストシステムの活用



(財)日本産業廃棄物処理振興センター理事
情報処理センター業務推進部長
竹内 敏　TAKEUCHI Satoshi

新電子マニフェストシステムの開発概要

平成22年5月稼働した新システムの開発にあたっては、基本コンセプトとして重要視したものが、次の3つになります。

(1) 安定したシステム稼働

一番重要視したのは、24時間365日安定した稼働を確保した上で、システムサービスを提供することです。

(2) 処理能力の増強

将来の登録件数の大幅な増加に対応し、月間400万件、年間4,560万件の処理能力の増強を図ったことです。

(3) セキュリティ対策の強化

Web方式の導入に伴って、インターネットからの脅威に対するセキュリティ対策を強化することです。

利便性の面からは、前システムで使われていない機能を削除するなどの合理化を図りましたが、加入者様からの要望を踏まえ、照会機能、一括抽出機能等を随時改善しています。

電子マニフェストの運用

Web方式

加入者サブ番号の活用と基本設定情報の共有

一つの加入者番号に対し、最大99個のサブ番号を設定することができ、サブ番号を使用すれば、複数のユーザが同時にログインすることが可能です。

また、サブ番号設定の際、本社、支社などで基本設定情報を共有・非共有の設定も可能です。

EDI方式

EDIシステムの特徴

EDI方式は、ASP業者を介してJWNETとEDI接続により行います。これらEDIシステムは、加入者の要望に応じたシステムをASP業者が構築し、付加サービスを利用することができます。ICタグ、QRコード、携帯端末の利用などが例として挙げられます。

電子マニフェストデータの活用

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

排出事業者の交付等状況報告については、情報処理センターにて行いますので、不要となっています。

公共工事における実績報告

公共工事では、竣工検査の時に必要となる廃棄物実績処理証明がありますが、新システムでは、マニフェスト情報登録証明を自らダウンロードすることができます。

帳簿の作成

特別管理産業廃棄物を生じる事業者および処理業者等は法令で定める帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。電子マニフェスト情報を活用した帳簿作成例として、JWNETから受渡確認票を印刷出力して、時系列的に帳簿へファイリング、また、電子マニフェスト情報(CSVデータ)を活用して、JWNETから法令で定める帳簿記載事項をダウンロードして加工・保存し、作成できます。

普及の取り組み

今後、さらに新規加入の拡大を図るため、図に挙げる事項に注力するところです。

また、公共事業等においての電子マニフェストの活用事例を紹介し、普及に努めています。

図3　情報処理センターの普及の取組み

1　多量排出業者、マニフェスト利用件数の多い排出事業者の新規加入の拡大
　・建設業、製造業、卸売業・小売業等の普及拡大
2　公共工事における普及促進
3　公共関与産廃処理施設の普及促進
4　既加入者の社内普及の拡大
5　操作説明可能なインストラクタの配置